

2023年11月10日

加盟団体・協力団体 専務理事・理事長各位
日本陸連主催・後援大会 主催者各位
JMCシリーズ・RunLink加盟大会 主催者各位

公益財団法人日本陸上競技連盟

駅伝競走・マラソンにおける競技規則（助力）の周知徹底に関するお願い

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、日本陸上競技界発展のため格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、主に駅伝競走・マラソンなどのロードレース大会における安全安心な運営のため、改めての競技規則の周知徹底および医療体制に関して、通知申し上げます。中高生や市民ランナーを含む幅広い年代、幅広い競技レベルで多くのアスリートが安心して陸上競技を楽しめるような環境づくりを目指すため、下記の通りご理解ご協力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。
なお、貴協会・団体主催大会におきまして、重大な事故等が発生した、または報告を受けた場合は速やかに本連盟にご報告くださいますよう、併せてお願いいたします。

記

1. 競技規則（ルール）の再確認

◆競技規則 第1部 総則：TR6 競技者に対する助力 6.1〔国内〕 ※一部割愛

- ・転倒や意識混濁、疾病等により明らかに通常歩行や競技続行が困難となり、立ち止まりや横臥等の行動を行う競技者に対して、審判員や公式の医療スタッフが**声掛けを行うことは、助力とは見なさない。**
- ・本人がなお競技続行の意思を持っていても、競技者の生命・身体保護の観点から**審判長もしくは医師の判断で競技を中止させることができる。**
- ・審判員や公式の医療スタッフが**一時的に介護するために競技者の身体の一部に触れることは、助力とは見なさない。**

◆競技規則 第7部 道路競走：TR55 道路競走 55.7 安全〔国内〕 ※一部割愛

1. 走路上の審判員は常に競技者の状態をチェックする。競技者が転倒や意識混濁、疾病等により走行困難となって歩行、立ち止まり、横臥等の行動に移った場合、**審判員や大会医療スタッフは直ちに声掛けを行ない健康状態の確認を行う。この声掛けは助力とは見なさない。**
2. 競技者が転倒や意識混濁、疾病等により走行困難となって歩行、立ち止まり、横臥等の行動に移った場合、審判員や大会医療スタッフは必要に応じて介護を行う。このために**一時的に競技者の身体に触れることは、助力とは見なさない。**
3. 上記1、2の事象が生じたときは、当該および周囲の審判員または大会医療スタッフは直ちに大会本部へ連絡を行い、審判長または医師の判断による指示に従って当該競技者に対応する。
4. 審判長または医師から**中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。**

◆ 駅伝競走規準 第3条 競技会役員の任務 3. 審判長 (b)

- ・ 競技続行不可能と判断された競技者を中止させる権限を有する。
- ・ 審判長の権限を技術総務、競走審判員、監察員等に委任しておく必要がある。

2. 競技注意事項／申し合わせ事項への記載および監督会議での周知徹底【参加者向け】

- ・ 監督、コーチ、選手、全ての参加者へ前項1. で示した競技規則の周知徹底を図るため、競技注意事項や申し合わせ事項などへ必要な文言を記載すること。
- ・ 監督会議が行われる場合、監督およびコーチへ口頭で説明を行い、改めての周知徹底を行うこと。

<記載例>

競技者が走行不能（即ち歩いたり、立ち止まったり、倒れた状態）となった場合は、本人がなお競技続行の意思をもっていても、審判長または権限を委譲された審判車乗務の審判員・中継所審判員により競技を中止させる。

3. 医療体制・緊急時の連絡系統の確認および審判会議での周知徹底【審判スタッフ向け】

- ・ 医師を含む医務員を複数名任命し、緊急医療体制（AED配置を含む）を整備すること。
（公認競技会規程の通り）
- ・ 審判会議（主任会議や全体会議等）において、前項1. 2. 競技規則、3. 医療体制に関して審判員およびスタッフへ口頭での説明を行い、周知徹底を図ること。
- ・ 審判会議では、審判長の権限を委任する審判員（技術総務、競走審判員、監察員）を確認しておくこと。（駅伝競走規準の通り）
例えば、競技役員編成一覧等で、共通認識を図れる形としておくことが望ましい。

4. その他

- ・ 駅伝競走やマラソンに限らず、アスリートが安全安心に競技に取り組める環境づくりにご協力をお願いいたします。
- ・ 参考：競技規則（ルールブック／ハンドブック）・公認競技会規程
<https://www.jaaf.or.jp/about/rule/>
 - 競技規則 第1部 総則：TR6 競技者に対する助力 6.1〔国内〕
 - 競技規則 第7部 道路競走：TR55 道路競走 55.7 安全〔国内〕
 - 駅伝競走規準 第3条 競技会役員の任務 3. 審判長 (b)

<本件に関する問合せ>

公益財団法人日本陸上競技連盟 Te1050-1746-8410